

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 36 徳島県	(2)市町村区分 203 小松島市	(3)所轄庁区分 36203	(4)法人番号 4480005002626	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人幸生会					
(8)主たる事務所の住所 徳島県	小松島市		田浦町字子安73番地		
(9)主たる事務所の電話番号 0885-32-3462	(10)主たる事務所のFAX番号 0885-32-3587	(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://www.ans.co.jp/n/koyasu/	(14)法人のメールアドレス sp6v5dq9@cap.ocn.ne.jp				
(15)法人の設立認可年月日 平成17年7月21日	(16)法人の設立登記年月日 平成17年8月1日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
森岡 穂人 社) お山保育園 園長		R2.4.1 ~ 令和6年に開催する定時評議員会終結時まで	2 無	1 有	1
脇谷 征吉 有) 麻蕨産業 代表取締役		R2.4.1 ~ 令和6年に開催する定時評議員会終結時まで	2 無	1 有	1
松下 大生 小松島市議会議員		R2.4.1 ~ 令和6年に開催する定時評議員会終結時まで	2 無	2 無	1
魚里 亮平 うわさ歯科医院 歯科医		R2.4.1 ~ 令和6年に開催する定時評議員会終結時まで	2 無	2 無	1
沖野 洋子 ひかり保育園 園長		R2.4.1 ~ 令和6年に開催する定時評議員会終結時まで	2 無	1 有	1
山田 豊典 社会福祉法人めばえ会 理事長		R2.4.1 ~ 令和6年に開催する定時評議員会終結時まで	2 無	1 有	1
鹿草 誠 株式会社 鹿草組 代表取締役		R2.4.1 ~ 令和6年に開催する定時評議員会終結時まで	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0	特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	---	-----

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業		(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態				
田崎 幸	1. 理事長 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで	令和3年6月26日	1. 常勤	令和3年6月19日	社) こやす認定こども園 園長	1. 有	4. いずれも支給なし	2 無
加藤 好包	3. その他理事 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで		2. 非常勤	令和3年6月19日	医) 小松島金海病院 院長	2. 無	4. いずれも支給なし	2 無
山本 高繁	3. その他理事 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで		2. 非常勤	令和3年6月19日	有) 寝具管理センター 社員	2. 無	4. いずれも支給なし	2 無
上田 博司	3. その他理事 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで		2. 非常勤	令和3年6月19日	医) 上田歯科医院 院長	2. 無	4. いずれも支給なし	2 無
葛原 明夫	3. その他理事 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで		2. 非常勤	令和3年6月19日	葛原事務所(土地家屋調査士・行政書士) 所長	2. 無	4. いずれも支給なし	2 無
宮城 優	3. その他理事 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで		2. 非常勤	令和3年6月19日	株) 阿波酸素(株) 代表取締役	1. 有	4. いずれも支給なし	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
----------	---	----------	---	-------------------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況		
前崎 勝治	税理士事務所 勤務 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで	2 無	5	2
廣野 省五	平和印刷 代表取締役 R3.6.19 ~ 定時評議員会終結時まで	2 無	6	2

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
		2 無		

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	21	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	5
		常勤換算数	3.5

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
		1/3

令和4年6月18日	7	1	0	0	0	1. 令和3年度 社会福祉法人幸生会の事業報告及び決算承認の件
-----------	---	---	---	---	---	---------------------------------

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年5月28日	6	2	1. 令和3年度 社会福祉法人幸生会の事業報告及び決算承認の件 2. 避難用スロープの設置について 3. 定時評議委員会を書面決議に変更する件
令和5年3月26日	6	2	1. 令和4年度 社会福祉法人幸生会第1次補正予算の承認について 2. 令和5年度 社会福祉法人幸生会事業計画及び当初予算の承認について 3. 「役員」の保険」更新の承認について 4. 苦情解決委員2名の任期満了に伴い、引き続き苦情解決委員として任命する件の承認について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	前島 勝治 廣野 省五
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
001	こやす認定こども園	02101801	幼保連携型認定こども園	こやす認定こども園				
		徳島県 小松島市				平成17年8月1日	105	1,265
		ア建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
				16,438,974	94,438,193	70,000,000	180,877,167	879,130

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)		
				社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
				ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
				イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)		
				社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
				ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
				イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 （社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額等の総額（円）		0
(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）		
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）		0
②地域公益事業（円）		0
③公益事業（円）		0
④合計額（①+②+③）（円）		0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額		
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）		0
②地域公益事業（円）		0
③公益事業（円）		0
④合計額（①+②+③）（円）		0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間		～

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	2 無
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費（円）	152,931,280
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	0
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	ずばる会計
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用【年額】（円）	660,000
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	特になし
②実施した改善内容	特になし

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）	
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	なし
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

社会福祉法人幸生会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型こやす認定こども園の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ハ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人幸生会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2. この法人は地域社会に貢献する取組として、(子育て世帯)を支援するため、無料又低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）の主たる事務所を小松島市田浦町字子安73番地 幼保連携型こやす認定こども園内に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員の報酬は無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

1. 理事 6名

監事 2名

2. 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任等)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、役員の地位にあることのみによっては、報酬を支給しない。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(1) の「日常の業務として理事会が定めるもの」

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、

その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

- ④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料・消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のために支出並びにこれらの処分
- ⑦損傷その他の理由により不要になった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- ⑧予算上の予備費の支出
- ⑨入園者、利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩入園者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪寄付金の受入れに関する決定

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

土地

No	所在地	面積
1	徳島県小松島市田浦町字子安71番地2	273.30㎡
2	徳島県小松島市田浦町字子安69番地1	185.06㎡
3	徳島県小松島市田浦町字子安69番地2	532.00㎡

土 地

No	所 在 地	面 積
4	徳島県小松島市田浦町字子安69番地4	97.90㎡
5	徳島県小松島市田浦町字子安70番地1	352.50㎡
6	徳島県小松島市田浦町字子安70番地3	249.00㎡
7	徳島県小松島市田浦町字子安70番地4	3.17㎡
8	徳島県小松島市田浦町字子安74番地23	22.70㎡
	合 計	1715.63㎡

建 物

No	所 在 地	面 積
1	徳島県小松島市田浦町字子安69番地1、69番地2 69番地4 鉄骨2階建 1階 475.55㎡ 2階 403.58㎡	879.13㎡
2	徳島県小松島市田浦町字子安70番地1一部、71番 地2 鉄骨造陸屋根1階88.97㎡ 2階プレハブ20.73㎡ 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建63.40㎡	88.97㎡ 20.73㎡ 63.40㎡
	合 計	1052.23㎡

現 金 2,700,000円

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定され寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるための必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

1. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
2. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の認定を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 業務の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解

散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可（社会福祉法人第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人幸生会の掲示場に掲示するとともに、官報、又は法人のホームページに掲載する。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	宮城 幸治	理事	山本 富繁
理事	宮城 昌俊	理事	広島 和彦
理事	森岡 稔人	監事	前島 勝治
理事	加藤 好包	監事	広野 省五

1. この定款は、平成17年 8月 1日から施行する。
2. この定款は、一部を変更し平成20年 8月11日から施行する。
3. この定款は、一部を変更し平成23年 7月 1日から施行する。
4. この定款は、一部を変更し平成29年 4月 1日から施行する。
5. この定款は、一部を変更し平成30年 3月25日から施行する。
6. この定款は、一部を変更し令和 3年 4月 1日から施行する。